

# 第18章 監 查

## 1 監 查 委 員



# 1 監査委員

## (1) 監査委員

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれる執行機関であり、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査を基本としている。

本市では、地方自治法の規定により、監査委員を4人とし、識見を有する者のうちから選任される監査委員を2人、議員のうちから選任される監査委員を2人置いている。

代表監査委員は、監査委員の合議により識見を有する者のうちから選任され、監査委員事務局職員の任免及びその他の事務を執行する。

## (2) 監査委員が行う主な監査等

### ア 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について毎会計年度1回以上期日を定めて監査する。

### イ 随時監査（地方自治法第199条第1項、第5項）

必要があると認めるときは、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うことができる。

### ウ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるときは、一般行政事務（政令で定めるものを除く。）について監査することができる。

### エ 財政援助団体及び出資団体等監査（地方自治法第199条第7項）

必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、補助金、交付金等の財政的援助を与えているもの、出資しているもので政令で定めるもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する不動産の信託をしているものの受託者、公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものを監査することができる。

### オ 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された決算書及び関係書類を審査し、決算認定を受ける議会までに意見を決定し、市長に提出する。

### カ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

市長から審査に付された特定の目的のために設置された基金について、その運用状況を、決算審査と併せて審査する。

### キ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに関係書類を審査し、意見を決定し、市長に提出する。（平成19年度決算から実施）

### ク 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納について、毎月期日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査する。

### ケ 長からの要求監査（地方自治法第199条第6項）

市長から事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査する。

### コ 長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2第3項）

市長から職員の賠償責任に関し監査の要求があったときは、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定する。

### サ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

市民が、市の職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を請求することができ、監査委員は請求のあった日から60日以内に監査しなければならない。

## (3) 平成30年度実施状況

## ア 定期監査

部 名	課 名	監 査 期 間
都市計画部	建築住宅課	平成30年8月24日から 同年10月9日まで
消防局	総務課、予防課、警防課、通信指令課	
監査委員事務局		
政策部	政策推進課、未来の芽創造課、交通政策課、市政発信課、情報政策課	平成30年10月9日から 同年11月26日まで
市民部	生活課、市民課、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所	平成30年11月26日から 平成31年1月18日まで
福祉部	社会福祉課、子育て支援課、子育て施設課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、指導監査課	平成31年1月18日から 同年3月13日まで

## イ 随時監査

## ① 工事監査

部 名	課 名	件 数	監 査 期 間
都市計画部	建築住宅課	12	平成30年4月13日から 同年7月11日まで
建設部	道路管理課	18	
	公園緑地課	4	
環境部	清掃施設課	5	平成30年8月1日から 同年11月19日まで
農政部	農村整備課	12	
水道局	下水道整備課	21	平成30年11月21日から 平成31年3月13日まで
	下水道施設課	7	

## ② 委託工事監査

部 名	課 名	件 数	監 査 期 間
都市計画部	建築住宅課	1	平成30年4月13日から 同年7月11日まで
環境部	清掃施設課	1	平成30年8月1日から 同年11月19日まで
農政部	農村整備課	1	平成30年11月21日から 平成31年3月13日まで

## ウ 行政監査

テ ー マ	監 査 期 間
備品の管理状況について	平成30年5月7日から 平成31年1月11日まで

## エ 財政援助団体監査

部 名	所 管 課	対 象 団 体	監 査 期 間
文化スポーツ観光部	文化国際課	総社秋元公歴史まつり実行委員会	平成30年5月7日から 同年6月25日まで
産業経済部	にぎわい商業課	前橋東部商工会	
消防局	予防課	前橋市幼年少年女性防火クラブ推進委員会	平成30年8月24日から 同年10月9日まで
政策部	未来の芽創造課	けやき並木サロン運営委員会	平成30年10月9日から 同年11月26日まで
	交通政策課	前橋交通安全協会、前橋東交通安全協会	
	情報政策課	ぐんまプログラミングアワード実行委員会	

部 名	所 管 課	対 象 団 体	監 査 期 間
福祉部	社会福祉課	前橋地区更生保護女性会、群馬県遺族の会前橋市連合支部、前橋市民生委員児童委員連絡協議会、群馬県中国残留帰国者協会前橋支部	平成31年1月18日から 同年3月13日まで
	子育て支援課	株式会社ワークエントリー	
	障害福祉課	前橋市肢体障害者福祉協会、前橋市手をつなぐ育成会	

#### オ 出資団体監査

部 名	所 管 課	出 資 団 体	監 査 期 間
総務部	行政管理課	公益財団法人前橋市まちづくり公社	平成30年11月26日から 平成31年1月18日まで

#### カ 公の施設の指定管理者監査

部 名	所 管 課	公の施設の指定管理者	監 査 期 間
文化スポーツ観光部	文化国際課 スポーツ課	公益財団法人前橋市まちづくり公社	平成30年5月7日から 同年6月25日まで
産業経済部	産業政策課 にぎわい商業課		
建設部	道路管理課		
農政部	農政課	前橋市農業協同組合、粕川特産物直売所組合	平成30年11月26日から 平成31年1月18日まで
教育委員会事務局	生涯学習課	前橋市第二コミュニティセンター管理運営委員会、前橋市第三コミュニティセンター管理運営委員会、前橋市第五コミュニティセンター管理運営委員会	

#### キ 決算、基金運用状況審査

会 計 名	審 査 期 間
平成29年度前橋市水道事業会計、下水道事業会計	平成30年5月30日から 同年7月5日まで
平成29年度前橋市一般会計 特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、競輪、農業集落排水事業、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付金、新エネルギー発電事業、用地先行取得事業、産業立地推進事業）	平成30年7月4日から 同年8月10日まで
平成29年度前橋市土地開発基金運用状況	平成30年7月4日から 同年8月6日まで

#### ク 健全化判断比率等審査

審 査 対 象	審 査 期 間
平成29年度前橋市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率） 資金不足比率	平成30年7月4日から 同年8月6日まで

## ケ 例月出納検査

会 計 名	検 査 日
一般会計 特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、競輪、農業集落排水事業、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付金、新エネルギー発電事業、用地先行取得事業、産業立地推進事業） 水道事業会計、下水道事業会計	原則として毎月25日

## コ 住民監査請求に基づく監査

請 求 内 容	監 査 期 間
市職員の時間外勤務手当等に関するもの	平成30年7月2日から 同年8月28日まで